

Intellectual Property Newsletter No.110

Contents

出願審査請求却下処分取消

外国語特許出願につき翻訳文を提出せずに行った 出願審査請求の却下処分

知財高裁(4部)令和7年11月27日判決〔外国語特許出願翻訳不提出事件〕

商標

指定商品及び指定役務の類否判断 (特許庁と裁判所で判断が異なった事例)

知財高裁(3部)令和7年12月1日判決〔ゴミサー事件〕

著作権

他人の著作物のスクリーンショットをSNSに投稿する行為が 引用として適法とされた事例

東京地裁(40部)令和7年12月25日判決〔SNS投稿画像「引用」事件〕

不正競争

商品の立体的形状について 不競法2条1項1号の商品等表示該当性を認めた事例

大阪地裁(26部)令和7年10月27日判決〔頭皮マッサージブラシ事件〕

お知らせ

事務所NEWS・執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

出願審査請求却下処分取消

外国語特許出願につき翻訳文を提出せずに行った出願審査請求の却下処分

小山 隆史
PROFILE はこちら

知財高裁(4部)令和7年11月27日判決(令和7年(行コ)第10001号)裁判所ウェブサイト
〔外国語特許出願翻訳不提出事件〕

1 事業の概要

本件は、原告(「X」)が、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願(国際出願番号PCT/DE2019/000338)であって、その国際出願日にされた特許出願とみなされた国際特許出願(「本件国際特許出願」)について、本件国際特許出願に係る出願審査請求(「本件出願審査請求」)は、特許法184条の4第1項の規定する翻訳文が提出される前に行われたものであり、同法184条の17¹の要件を満たさないことから、同法184条の2第1項に基づき、本件出願審査請求に係る手続を却下する処分(「本件処分」)を受けたため、本件処分が違法であるとして、被告である国(「Y」)に対し、その取消しを求めた事案です。

争点は、①訴えの利益の有無及び②本件処分の違法性です。

原審は、特許法184条の17の要件について瑕疵が治癒される余地はなく、仮に本件処分が取り消されたとしても、本件出願審査請求に係る手続は不適法として却下を免れないから、Yに本件処分を取り消す法律上の利益がないとして(念のためとして、本件処分は適法とも判断)、本件訴えを却下したところ、これを不服としてXが控訴を提起しました。

2 知財高裁の判断

(1) 知財高裁は、以下の要旨のとおり、Xには本件処分の取消しを求める訴えの利益が認められ、本件訴えを却下した原判決は失当であるが、当事者の主張内容及び審理の経過等に照らし、更に弁論をする必要は認められないため、本案について検討し、Xの本案に係る主張には理由が

ないと判断しました。

(2) 訴えの利益の有無

- ・Xは、本件出願審査請求より前に翻訳文を提出しなかったとの瑕疵が治癒されたことなどを本件処分の違法事由として主張し、本件処分の取消しを求めているところ、上記瑕疵の治癒が認められるとして、本件処分が判決によって取り消されれば、本件処分は遡って失効するとともに本件出願審査請求に係る手続が復活し、Xは本件出願審査請求について審査を受けることができるようになるのであるから、Xには、本件処分を取り消す利益がある。
- ・これに対し、Yは、本件処分が取り消されたとしても、特許法184条の17所定の要件についての瑕疵が治癒される余地がない以上、本件出願審査請求に係る手続は不適法として却下を免れず、Xには本件処分を取り消す利益がない旨主張する。
- ・しかしながら、判決において、本件出願審査請求につき、特許法184条の17所定の要件に係る瑕疵は存在しないとして本件処分が取り消された場合、特許庁長官は、上記取消判決の拘束力により、同瑕疵が存在することを理由に再び手続却下処分をすることはできないから(行政事件訴訟法33条1項・2項)、本件出願審査請求に係る手続が不適法として却下を免れないとはいえない。
- ・Yの上記主張が、判決において、特許法184条の17所定の要件に係る瑕疵は存在しないと判断される余地がないことを理由とするものであれば、それは本件処分の違法事由として本案で判断されるべき問題であり、その結論によって訴えの利益の有無を左右するものではない。

¹ 特許法184条の17(関係部分抜粋):国際特許出願の出願人は、…外国語特許出願にあつては第184条の4第1項又は第4項及び第184条の5第1項の規定による手続をし、かつ、第195条第2項の規定により納付すべき手数料を納付した後…でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

次ページへ続く ▼

(3) 本件処分の違法性

- 特許法は、外国語でされた国際特許出願の出願人は、同法184条の4第1項所定の翻訳文を特許庁長官に提出しなければならないとし(同項本文)、上記翻訳文の提出等の手続をした後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができないと規定している(同法184条の17)。
- 原判決で認定した事実によれば、Xは、本件出願審査請求より前に、特許法184条の4第1項所定の翻訳文を提出していないから、本件出願審査請求は同法184条の17の規定に違反する。
- また、特許法は、出願審査請求が所定の期間内にされなかった場合や、翻訳文等が所定の期間内に提出されなかつた場合については、瑕疵の補正を許容する規定を置くのに対し(令和3年改正前の同法48条の3第5項、同法184条の4第4項参照)、外国語でされた国際特許出願に係る出願審査請求が、同法184条の4第1項所定の翻訳文の提出等の手続をせずにされ、同法184条の17所定の要件に係る瑕疵が存在する場合につき、その瑕疵の治癒を許容する規定を置いていない。
- したがって、本件出願審査請求に係る手続は、不適法であり、その補正をすることができないものと言わざるを得ないから、これを却下した本件処分に違法はない。
- これに対し、Xは、本件出願審査請求後、本件出願審査請求期間内かつ翻訳文提出特例期間内に翻訳文を提出したのであるから、特許法184条の17所定の要件に係る瑕疵は治癒されたと主張する。
- しかしながら、前記で述べたとおり、特許法は、外国語でされた国際特許出願に係る出願審査請求が、同法184条の4第1項所定の翻訳文の提出等の手続をせずにされ、同法184条の17所定の要件に係る瑕疵が存在する場合につき、その瑕疵の治癒を許容する規定を置いていない。

・そして、特許法は、外国語でされた国際特許出願について、明細書、請求の範囲等の日本語による翻訳文の提出を義務付け(同法184条の4第1項)、同翻訳文を同法36条2項の規定により願書に添付した明細書や特許請求の範囲等とみなす旨規定していること(同法184条の6第2項)からすれば、この翻訳文を欠いた外国語でされた国際特許出願に係る出願審査請求は、明細書や特許請求の範囲の添付を欠いた特許出願と同視されるべきものであり、およそ実体審査を行うことはできないものである。そうすると、同法184条の4第1項所定の翻訳文の提出等の手続をせずにされた国際特許出願の出願審査請求に係る手続は、特許法によって要求される本質的要件を欠くものであり、その瑕疵は補正によって治癒し得ない性質のものであると言わざるを得ない。

- したがって、翻訳文の提出により瑕疵が治癒されたと解することはできず、Xの上記主張は採用できない。

3 結論

- 以上によれば、Xには本件処分の取消しを求める訴えの利益が認められるが、Xの請求には理由がない。
- 本件訴えを却下した原判決は失当であるが、当事者の主張内容及び審理の経過等に照らし、本件につき更に弁論をする必要がないと認められるから、民事訴訟法307条ただし書により、自判するのが相当である。そして、上記のとおり、Xの請求は棄却されるべきものであるが、Yが控訴も附帯控訴もしていない本件においては、当審が原判決を取り消した上でXの請求を棄却する本案判決をすることは、不利益変更禁止の原則に違反して許されないから、Xの本件控訴を棄却するにとどめるのが相当である。

4 若干の解説

特許協力条約(PCT)は、出願人が各指定官庁に対し

次ページへ続く ▼

て、①国際出願の写しの提出、②所定の翻訳文の提出、③国内手数料の支払のいずれかをしなかった場合には、国際出願の効果は当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅するとしています(PCT22条(1)、24条(1)(iii)及び39条(2))。

日本は、PCTの規定に従い、所定の国内移行手続を行わなかった国際特許出願は、取下擬制又は出願却下すると定めています(特許法184条の4第3項、同法184条の5第3項)。この国内移行手続の期間(「国内書面提出期間」)は優先日より2年6か月とされています(加えて、国内書面提出期間満了前2か月から満了日までに国内書面を提出した場合には、提出日から2か月間翻訳文の提出が猶予される「翻訳文提出特例期間」があります。同法184条の4第1項)。

したがって、国際特許出願について出願審査請求をするためには、その前提として所定の国内移行手続を行うことで、当該国際出願を日本に有効に係属させることを確定させる必要があるため、同法184条の17は、当該手続の確定まで国際特許出願について出願審査請求を行うことができないこととしています。

外国語でされた国際特許出願については、①国内書面の提出(特許法184条の5第1項)、②国内手数料の納付(同法195条2項)に加え、③翻訳文の提出(同法184条の4第1項・4項)をしたときに、日本に係属させる手続が確定したことになります。そのため、翻訳文の提出要件を満たさない場合、国際出願日から3年以内の期間であっても出願審査請求はできることになります。

ところで、平成23年改正及びその後の改正において、特許法条約(PLT)の「権利の回復」(PLT12条)に整合した救済を付与するため、外国語でされた国際特許出願の翻訳文の不提出が故意によるものではない場合(令和3年改正前は「正当な理由」に基づく場合とされていました。)には、その理由がなくなった日から2か月以内で期間の経過

後1年以内の救済期間が導入されています(同法184条の4第4項、同法施行規則38条の2第2項)。また、出願審査請求が所定の期間になされなかった場合についても、同様の救済期間が導入されています(同法48条の3第5項、同法施行規則31条の2第4項)。

しかし、特許法184条の4第1項所定の翻訳文の提出等の手続をせずに出願審査請求が行われ、同法184条の17所定の要件を満たさない場合については救済規定が定められていません。

したがって、原審及び知財高裁とも、外国語でされた国際特許出願について、翻訳文の提出をしないで出願審査請求を行った場合、特許法184条の17の違反を救済する規定がないため、当該出願審査請求は不適法で補正ができないことから、これを却下した本件処分は違法ではないと判断しています。

本件は外国語でされた国際特許出願における翻訳文の提出と出願審査請求の先後関係の瑕疵の影響が極めて大きいことを示す実例として参考になると思われるため、ご紹介しました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

目次へ戻る



商標

指定商品及び指定役務の類否判断(特許庁と裁判所で判断が異なった事例)

石津 真二
PROFILE はこちら知財高裁(3部)令和7年12月1日判決(令和6年(行ケ)第10056号)裁判所ウェブサイト
(ゴミサー事件)

1. 事案の概要

本件は、「ゴミサー」(標準文字)【指定商品及び指定役務:「第40類 生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」】(本件商標)について、原告が無効審判請求を行ったところ、特許庁から請求不成立の審判を受けたため、原告が知財高裁に当該審決の取消請求(本件訴訟)を提起した事案です。本件の経過・概要は以下のとおりです。

2019/09/13	被告は「ゴミサー」(標準文字)【指定商品及び指定役務:「第7類 生ゴミ処理機、化学機械器具」及び「第40類 生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」】との商標を登録出願(商願2019-121373号)。
2020/09/15	特許庁は、商願2019-121373号につき、本件引用商標である「ゴミサー」(標準文字)【指定商品:「第7類 生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」】(登録番号:5769618号)と同一又は類似であるとして、拒絶理由通知を発出した。
2021/06/23	被告は、商願2019-121373号の分割出願として、「ゴミサー」(標準文字)【指定役務:「第40類 生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」】との商標を登録出願(商願2021-078037号)。
2021/07/09	被告は商願2021-078037号につき、商標登録を受けた(登録番号:6414447号)。(「本件商標」)。
2023/08	原告は本件商標につき商標登録無効審判を請求(無効2023-890069号)。
2024/05/13	特許庁が無効審判請求不成立の審決(「本件審決」)。
2024/06/19	原告は、本件審決の取消しを求めて、本件審決取消請求(本件訴訟)を提起。
2025/12/01	知財高裁が、本件審決を取り消す旨の判決。

原告は、無効審判請求及び本件審決取消請求(本件訴訟)において、商標法4条1項7号、11号、15号各該当性について主張していますが、本記事では、知財高裁により判断された4条1項11号該当性に関し、指定商品及び指定役務の類否の判断を取り上げます。

2. 本件審決の内容

特許庁は、本件審決において、本件商標の指定商品及び指定役務である「生ゴミ処理機の貸与」と、引用商標の指定商品及び指定役務である「生ゴミ処理機」について、「『生ゴミ処理機の貸与』と『生ゴミ処理機』の一般的、恒常的な取引の実情において、貸与と商品の販売とは、流通形態を異にするものであり、また、商品の貸与を業とする者は、当該商品の製造・販売業者ではなく、リース又はレンタルする事業者であることが一般的であるといえる。なお、仮に当該商品の製造・販売業者がリース等の業務も行っていたとしても、前記のとおりそれが一般的、恒常的な取引の実情とはいえず、『生ゴミ処理機』の製造、販売する事業者とそれをリース又はレンタルする事業者が必ずしも一致することはいえない。」と述べ、さらに、用途、販売場所及び提供場所も異なるとして、需要者の範囲において一致する場合があるとしても、指定商品及び指定役務は相違する、と判断しました。

3. 知財高裁の判断

しかしながら、知財高裁は、以下のとおり述べ、本件審決を取り消しました。

【判断基準】

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- ある商標の指定商品と他の商標の指定役務とが類似のものであるかどうかは、それらの商品及び役務が通常同一営業主により製造、販売又は提供されている等の事情により、それらの商品と役務に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるか否かによって判断するのが相当である。

【本件へのあてはめ】

- 引用指定商品「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」は第7類に属するところ、商標法施行規則6条及び同規則別表によれば、「土木機械器具」が、商標法施行令2条及び同施行令別表による商品及び役務の区分の第7類「加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械」に属する商品とされており、「建設機械」も第7類に属する商品である。
- そして、引用指定商品と同じ第7類に属する建設機械について、本件商標の登録査定日の時点で、その製造業者又はその関連会社が、販売とともに貸与(レンタル)も行っているという取引の実情がある(建設機械の製造業者又はその関連会社(計4社)の各ウェブサイトに販売・貸与双方の記載があること及びこれらの各会社が本件商標の登録査定日より前に設立されていたことから認定)。
- 生ゴミ処理機の業界と建設機械の業界の間に相違点があるとしても、建設機械は、引用指定商品と同じ第7類「加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械」に属する商品であることからすれば、建設機械に関する取引の実情を考慮に入れることを不当とすることはできない。
- 機械に商標を使用する者がその機械の貸与も行っていることは、通常、特に意外なこととまではいえず、むしろ、予想し得る範疇のことといえる。

- 本件指定役務の需要者は生ゴミ処理機を使用する者であり、引用指定商品の需要者も、その多くは、生ゴミ処理機を使用する者であると推認されるから、双方の需要者は多くの部分で共通する。
- これらの事情を考慮すれば、本件指定役務と引用指定商品に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるということができる。したがって、本件指定役務と引用指定商品は類似するものと認められる。

4. コメント

本件は、商標法4条1項11号該当性判断に係る事例判断ですが、指定商品及び指定役務の類否判断における取引の実情の考慮に際して、同じ分類に属する他の業界の実情を考慮に入れ、本件審決を覆したというものであり、取引の実情の参酌の在り方の参考となるものと思い、紹介しました次第です。

目次へ戻る



著作権

他人の著作物のスクリーンショットをSNSに投稿する行為が引用として適法とされた事例

東京地裁(40部)令和7年12月25日判決(令和6年(ワ)第14955号)裁判所ウェブサイト
(SNS投稿画像「引用」事件)

杉野 文香

PROFILE はこちら

1 事案の概要

本件は、AがSNS投稿サイトに投稿した画像(本件元画像)のスクリーンショット画像(本件画像)を自らの投稿に添付したYの行為(本件投稿)が著作権侵害行為であるとして、投稿記事の削除と対象著作物の複製及び自動公衆送信の差止めが求められた事案です。

本件元画像はAによって制作されたものですが、AはX社に対して本件元画像の著作権を譲渡したことから、本件訴訟は、X社を原告、Yを被告としてなされたものです。

本件元画像は、独自のキャラクターとビルが表現されたものであるところ、本件投稿が著作権法32条1項に基づく引用と評価できるかが主たる争点となりました。

2 当事者の主張及び裁判所の判断

引用の成否に關し、X及びYは以下のとおり主張しました。

【Yの主張】

- 本件元画像は特定の第三者であるBをモデルにしており、Bがビルから飛び降りようとする様子を表現したものである。AはBを誹謗中傷する目的で本件元画像を投稿しており、本件投稿はこのようなAによる誹謗中傷行為を批判する目的で行ったものである。
- 批判対象を明確にするために本件画像を添付したことは引用の目的に合致し、本件画像の内容に照らしても引用の目的上正当な範囲内である。また、本件投稿は引用元としてAの投稿のURLを記載しており、公正な慣行に合致する。さらに、本件画像と本件投稿の他の部分は明確に区別して認識

でき、本件投稿の内容との関係では本件画像は従たるものである。

【X社の主張】

- 本件元画像はBをモデルとしたものではなく、インターネット上で拡散されている画像から着想を得たミーム画像であり、人物がビルから飛び降りようとする様子を表現したものではない。
- Yは従前よりX社代表者を誹謗中傷しており、本件投稿はX社がAより本件元画像の著作権を譲り受けたことを受けて、X社代表者個人を攻撃・挑発する目的で投稿されたものである。Aの創作行為を批判するのであれば文章による記述で足り、本件画像を転載する必要はない。本件投稿のコメントが短いのに対して、本件画像は投稿の大部分を占めるものであるから、従たる関係にはない。

これらの主張に対し、裁判所は本件元画像の著作物性及び本件投稿の複製権侵害該当性を肯定したうえで、以下のとおり判断し、引用を肯定しました。

① 本件投稿の目的

» AがBを誹謗中傷する画像を作成して投稿していること及び第三者が上記画像をリツイートする行為を批判する趣旨の投稿をYが複数回行っていること、並びに、本件投稿のコメントの内容¹を踏まえると、Yは、AがBを誹謗中傷する目的で本件元画像を作成・投稿しているという認識のもとで、Aの行為を批判する目的で本件投稿を行ったと認めるのが相当である。

¹ 「こいつってまだこんなことやってるんだ…。リプライしてるゴミも含めて醜悪。敗訴は間違いないと思うけど、いわゆる『無敵の人』かな。」

次ページへ続く ▼

② 引用の成否

- ・「著作権法32条1項は、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で、引用して利用することができる旨規定するところ、公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるかどうかは、社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮して判断されるべきである。」
- ・本件画像は批判の直接的な対象であることからすると、これを添付する必要性は極めて高く、また、Yの主張(本件元画像はBがビルから飛び降りようとする様子を表したものである)を示すのに必要な範囲、分量の限度で本件元画像の一部を切り取りとったものであり、添付の範囲としては相当なものである。また、本件投稿には本件画像の引用元としてURLが記載されており、これはインターネット上の投稿においては一般的な手法である。以上の事実関係を踏まえれば、本件投稿に本件画像を添付して利用することは公正な慣行に合致するものであり、引用の目的上正当な範囲内であるといえる。

事例判断ではありますが、SNSにおける投稿において引用を肯定した一事例として紹介させていただきます。

3 コメント

著作権法32条1項では「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」と規定しています。他方で、最高裁(最判昭55・3・28判時967号45頁(モンタージュ写真事件第一次上告審))は引用の要件として「明瞭区別性」と「主従関係」の2つを挙げています。両者の関係性については、依然として議論があるところですが、近時では条文の文言を踏まえ、総合的に判断する傾向にあるように思われます。本件は、

目次へ戻る



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不正競争

商品の立体的形状に関する不競法2条1項1号の商品等表示該当性を認めた事例



水野 真孝

PROFILE はこちら

大阪地裁(26部)令和7年10月27日判決(令和6年(ワ)第4369号)裁判所ウェブサイト
〔頭皮マッサージブラシ事件〕

1 事案の概要

本件は、原告(「X」)が、被告(「Y」)による頭皮マッサージブラシ(「被告商品」)の製造販売が①Xの製造販売する頭皮マッサージブラシ(「原告商品」)の形態と類似するとして不競法2条1項1号の周知表示混同惹起行為に該当し、及び②Xの有する商標権を侵害するものとして、差止め及び損害賠償請求をした事案です。

裁判所は、原告商品の形態が不競法2条1項1号の商品等表示に該当し、被告商品の販売行為は混合惹起行為に該当するとして、Xの差止請求及び損害賠償請求を認容しました(商標権侵害については判断しません)。以下では、商品の形態の類似性及び商品等表示該当性についての裁判所の判断を中心に紹介いたします。

2 原告商品と被告商品の形態

原告商品と被告商品の形態はそれぞれ以下のとおりです。

【正面図】



【背面図】



3 裁判所の判断

(1)原告商品の形態と被告商品の形態の類似性

裁判所は、まず、立体的形状の類否判断に関し以下のとおり判示しました(下線部は筆者。以下同じ。)。

原告商品は、立体的形状又は立体的形状と平面標章との結合により構成される立体的な形態を有しているところ、このような形態との類否を判断するにあたっては、立体的な形態が、見る方向によって視覚に移る姿が異なる上に、実際に使用される場面では、一時にその全体の形状を視認することができないものであることに鑑み、需要者がこれを観察する方向に主として視認するであろう一又は二以上の特定の方向(所定方向)を想定し、当該方向からこれを見たときにその視覚に映る姿の特徴によって商品又は役務の出所を識別することができるかで判断することが相当である。また、所定方向が複数存する場合は、いざれの所定方向から見たときの姿にも、それぞれ独立した出所識別機能が付与されているのであるから、およそ所定方向に該当し得ないような方向である場合は別段、そうでなければ、いざれか一方の所定方向から見たときの姿が特定の平面的な形態と同一又は近似していれば外観類似の関係があるというべきである。

上記を踏まえ、裁判所は、原告商品の形態と被告商品の形態の類似性について、頭皮マッサージブラシの使用方法に鑑み、原告商品において需要者にとって最も目に着く視認方向は、突起部が配された基盤部の片側表面全体に対するものというべきであり、少なくともこの方向からの視覚は、その全体像を最も特徴的に示すものというべきであると認定しました。その上で、被告商品は当該所定方向からの外観において、原告商品と実質的に同一といい得るほどに類似しているものと認められると判示しました。

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2)特別顕著性

裁判例上、商品の形態が不競法2条1項1号の「商品等表示」に該当するためには、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴があること(特別顕著性)及びその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知であること(周知性)が必要とされています。以下では特別顕著性と周知性に関する裁判所の判示等についてご紹介いたします。

Xは、原告商品の特別顕著性を基礎づける事実として、原告商品の形状、サイズ(女性の手のひらに収まるサイズ)、原告商品の基盤部底部が直線になっていること(その部分を土台に原告商品を直立させることができる)、突起の配置の仕方等を主張しました。

これに対し裁判所は、頭皮マッサージブラシには、しづく型以外の多様な形態があるところ、原告商品の形態は、水気の多い浴室のイメージと整合するしづく型を選択したことで商品が使われる場面や使われ方を分かりやすくし、顧客誘引力を高めているといえ、同商品の機能を確保するために不可欠な形態であるとか機能的形態にすぎないとはいえないとして、原告商品と他の商品を区別する顕著な特徴を有するものと認められると判示しました。

(3)周知性

裁判所は、原告商品が月平均2万個(約4000万円)を売り上げていたことからそれなりに高いシェアを有していたこと、美容雑誌やテレビ番組で相当数取り上げられていたことやECサイトで美容関連グッズの人気ランキング上位に表示されたことがあったことから原告商品が多く取り上げられていたこと、XはECサイトにおいて原告商品の類似品を発見したときは当該ECサイトに通報して販売を中止させていたことから類似品の排除についても積極的であったこと等を認定し、原告商品の形態は、手動式頭皮マッサージブラシを購入しようとする需要者にとって、Xの商品等を表示するものであるとして広く認識されるに至っていたものと認められるとして、周知性を認めました。

(4)小括

以上のとおり、裁判所は、原告商品の形態には特別顕著性及び周知性も認められるから、原告商品の形態は、不競法2条1項1号の「商品等表示」に該当し、Yが被告商品を販売するなどした行為は、同号の混同惹起行為に該当するものと認められると判断しました。

4 まとめ

立体的形状に係る形態の類似性について、本件判決は、①需要者がこれを観察する方向に主として視認するであろう一又は二以上の特定の方向(所定方向)を観念し、所定方向から見た形状を基に判断すること、②所定方向が複数存する場合は、原則としていずれか一方向の所定方向から見たときの姿が特定の平面的な形態と同一又は近似していれば外観類似の関係があるといえることという基準を判示しました。かかる基準は、立体的形状の類否判断に関するこれまでの判示を踏襲しているといえます(不競法上の商品等表示について東京地判平成26年5月21日(平成25年(ワ)第31446号)、商標の類否判断について東京高判平成13年1月31日(平成12年(行ケ)第234号))。その点を含め、本判決は事例判断ではありますが、商品の形態に係る商品等表示に関する判断の一例として参考になると思われます。

目次へ戻る



事務所NEWS

Chambers Asia Pacific 2026 Intellectual Property にて 当事務所の知的財産グループは高い評価を得ました



当事務所の重富貴光弁護士は、Chambers Asia Pacific 2026 Intellectual Property: Bengoshiの弁護士評価において、Band2にランクインいたしました。

また当事務所は、Chambers Asia Pacific 2026 Intellectual Property: Domesticの分野においてBand3の評価を得ました。

[Chambers and Partnersのウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

The Legal 500 Asia Pacific Rankings 2026 にて 当事務所の知的財産グループは高い評価を得ました

Legalease Ltd が発行する The Legal 500 Asia Pacific の2026年版において、当事務所の知的財産グループは 高い評価(Tier 2)を得ました。



Intellectual property : Tier 2



Dispute resolution : 重富貴光



Dispute resolution : 重富貴光
Intellectual property : 重富貴光、杉野文香

[The Legal 500 Asia Pacific 2026のウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)



執筆情報のご案内

「最新トピックスで学ぶ知的財産法【第68回】—ネットワーク関連発明の越境利用(前編)—」

執筆者 | 松本 健男

書籍名 | 企業と発明Lite2026年1月号

出版日 | 2026年1月20日

出版社等 | 一般社団法人大阪発明協会

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。